

独立行政法人日本学術振興会 ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業 令和6(2024)年度募集

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science:JSPS、以下「本会」という。）は、欧州研究会議（European Research Council: ERC、以下「ERC」という。）と協力し、双方の機関から支援することにより優秀な若手研究者の交流を目指し、「ERC との協力による特別研究員の海外渡航支援事業」を実施します。

本事業では、特別研究員のグローバルなネットワーク構築や国際研鑽を促進する観点から、本会特別研究員に採用中の者を対象として、ERC から研究費の支援を受けている研究者の下で研究遂行を希望する者を募集します。

ERC（European Research Council）とは、European Commission（欧州委員会）によって設立されたヨーロッパで最初の研究助成機関であり、研究者の発想に基づく、いわゆるボトムアップによる最先端かつ卓越した研究を選考し、すべての研究分野を対象とした研究助成を行っています。ERC からの助成を受けた研究は、非常に高い競争率を勝ち抜いており、ヨーロッパ全体の研究力強化、科学技術の発展に寄与することが期待されています。そのため、ERC の研究費支援を受けている研究者の下、特別研究員の研究課題を遂行する機会を得られることで、特別研究員としての更なる研究の進展が見込まれることが期待されます。

<https://erc.europa.eu/about-erc>

2. 申込資格

本事業で渡航する期間に、本会特別研究員（PD、DC、RPD、CPD）に採用中の者。外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。令和6(2024)年度新規採用予定者も申込できます。

※特別研究員-CPD 採用者においては、本事業での受入先を主要渡航先にすることも可能です。

3. 受入研究者

ERC から研究費の支援を受けている研究者で、日本人若手研究者の受入を希望する者。（別途、本会特別研究員宛に情報提供する「受入研究者リスト」の中から受入研究者を選定すること。）

4. 海外渡航期間

特別研究員採用期間中であって、令和6(2024)年度中に開始する渡航であること。

5. 支援経費等

受入研究者の獲得している ERC 研究費の中から支援を受けることができます。ただし、支援内容や金額は各自で受入研究者と交渉することが必要です。

本会からは、引き続き、特別研究員研究奨励金*及び科研費（特別研究員奨励費）を支給しますが、渡航にかかる追加の経費支援はありません。

(*「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」により、受入研究機関に雇用される特別研究員-PD、RPD、CPD（以下「雇用 PD 等」という。）については、受入研究機関（雇用機関）からの給与の支給となります）。

6. 申込手続

本事業に申込を希望する者は、以下の（１）～（７）の手順に沿って手続を行ってください。本事業は、選考による絞り込みはありません。受入条件に問題がないことを各自で十分にご確認の上、手続を進めてください。

- （１） ERC との協力枠組みによる海外渡航を希望する特別研究員は、募集開始のお知らせメールにてお送りする「日本からの受け入れを希望する ERC 研究費支援を受けている研究者」（以下「受入研究者リスト」）のリンク先から自身の研究に有益と思われる受け入れ先を探してください。そして、特別研究員の海外渡航支援 Web サイト（以下、Web サイトという）の「オンライン手続き」から本登録を済ませてください。なお、対象となる渡航は、特別研究員採用期間中であって、令和 6（2024）年度中に開始する渡航であり、受入先は 5 つまでです。（複数回渡航の場合でも、同一受入先への渡航は、受入先は 1 つとカウント）
- （２） 有益と思われる受入先が見つかりましたら、各自で ERC 受入研究者に連絡を取り、受入時期・期間、求められる資質や役割・受入環境・資金援助等の条件等をご確認ください。
- （３） 上述の（１）、（２）及び特別研究員事業との整合性等に支障がなければ、所定の申込期間中に、「オンライン手続き」のリンク先から申込フォームの入力を完了してください。（詳細は「オンライン手続きの流れ」をご参照ください。）
- （４） 入力期間終了時点で不備等のない申込は、「JSPS-ERC 特別研究員（英文：JSPS-ERC Research Fellow）」一覧として取りまとめ、本会から ERC に連絡します。申込者本人には、本会からオンライン手続きで登録された電子メールアドレスに連絡します。なお、JSPS-ERC 特別研究員一覧は、Web サイト上で公開します。
- （５） 申込後、渡航開始までに ERC 受入研究者から受入承諾書（letter of intent 又は support letter）を電子メール等で受領してください。受入承諾書は、事実等確認のため本会から後日提出を求める場合がありますので、渡航終了迄保管してください。
- （６） 申込時に登録した渡航期間になりましたら、順次、海外渡航を開始してください。
- （７） 渡航終了後 1 か月以内にマイページから渡航状況をご報告ください。（詳細は「オンライン手続きの流れ」をご参照ください。）

※マイページ URL : <https://area31.smp.ne.jp/area/p/mckg6lhtbk0nhkhr7/7ATQD6/login.html>

7. 留意事項

本事業による海外渡航中も、他の海外渡航と同様、特別研究員の遵守事項・手続等は特別研究員の手引等で定めるとおりです。したがって、特別研究員事業で定める通算海外渡航期間の上限を超えることはできません*。また、28 日以上海外渡航の場合は、本会研究者養成課に「海外渡航届」に関する手続を行うことが必要です。

詳細は特別研究員の手引等をご確認ください。その他、安全確保や海外における研究活動に関する注意事項にも十分ご留意願います。

（*雇用 PD 等の海外渡航については、受入研究機関（雇用機関）の規定に従う必要があります。）

8. 問合せ先

独立行政法人日本学術振興会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

本事業に関する全般的なこと 申込に関すること	人材育成事業部人材育成企画課 特別研究員の海外渡航支援事業担当 Tel : 03-3263-1943 Email : toku-haken@jsps.go.jp
---------------------------	---

特別研究員制度に関わること (海外渡航関係等)	人材育成事業部研究者養成課 特別研究員事業担当 Tel : 03-3263-4998
----------------------------	--